

第2期さいたま市史編さん基本計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

さいたま市

目 次

1	基本計画策定の目的	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	基本計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	P 2
3	基本計画の推進体制	・ ・ ・ ・ ・	P 2
4	市史刊行事業	・ ・ ・ ・ ・	P 4
5	歴史資料の取扱いと公文書館機能	・ ・ ・ ・ ・	P 7
6	基本計画の達成目標	・ ・ ・ ・ ・	P 8
7	基本計画の進行管理	・ ・ ・ ・ ・	P 9
別表	刊行の体系	・ ・ ・ ・ ・	P 10

1 基本計画策定の目的

本市では、「さいたま市総合振興計画後期基本計画実施計画」（平成26年4月策定）に「歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり」として、市史編さん事業による市史の編さんと収集した歴史資料の整理、保存と活用を実施計画事業として位置付けました。

また、市の歴史的発展過程を記録し未来へ継承するため「さいたま市史」の編さんに着手することとし、平成25年12月には「さいたま市史編さん基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針においては、市史編さん事業を推進する上での事業の内容や方向性、考え方を示し、その目的は「さいたま市への関心と愛着」、「市民文化の向上」、「市政発展の羅針盤」とし、また基本姿勢は、「調査・分析にあたっては、“さいたま市を一つの地域”として新たな視点で捉えること」、「情報通信技術を活用し内外に発信すること」、「歴史資料を次世代へ継承するため、計画的な整理保存に努め、広く市民等の利用に供すること」としました。

さらに、「編さん事業の概要」「歴史資料の収集・整理・保存・活用」「公文書館機能と条例等の検討」など想定しうる事業を整理し方向性を示しました。これら広義の意味での市史編さん事業は、市史を刊行する狭義の「市史編さん（刊行）事業」（以下、「市史刊行事業」という。）と「歴史資料の取扱いと公文書館機能」（以下、「アーカイブズ事業」という。）という二つの事業に大別できます。

市史編さん事業を着実に推進するため設置したさいたま市史編さん審議会においては、平成26年5月に市長から市史編さん基本計画及び事業計画の諮問を受け、「さいたま市史編さん基本計画」（以下、「第1期基本計画」という）について答申を行い、これを受けて、市は平成27年度から6年間の中期計画として平成27年3月に策定しました。

今回策定する第2期基本計画（以下「基本計画」という）は、市史編さん審議会において令和元年度及び令和2年度に調査審議したものです。この計画は、基本方針と第1期基本計画を踏まえるとともに、令和20年度に市史編さんの刊行事業の終了を見据えた中期計画とし、市史刊行事業とアーカイブズ事業について達成すべき目標を掲げ、取り組むべき事項及び方法を明らかにするものであります。

2 基本計画の期間

基本方針では、市史編さん事業の事業期間は概ね20年間（平成27（2015）年度～令和16（2034）年度）とし、本市の最上位計画である「さいたま市総合振興計画」と齟齬が生じないように留意しながら、基本計画及び事業計画を策定することとしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの社会情勢の変化に伴い、事業期間を令和20年度まで延長することとし、持続可能な事業の展開を図ってまいります。

今回策定した基本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、令和20年度の市史刊行事業の終了を見据えたロードマップを明らかにするとともに、市民等へ歴史資料を提供するため達成すべき目標を設定しました。なお、市史刊行事業は令和20年度に刊行事業の完結を目指しますが、アーカイブズ事業はさいたま市が存続する限り継続される事業です。

また、基本計画を着実に推進するため、3年間を一つのサイクルとした具体的な第3期事業計画を別途策定します。

なお、令和9年度以降における達成目標及び取り組むべき事項については、基本計画の評価を踏まえ、次期（第3期）基本計画の策定において明らかにしてまいります。

3 基本計画の推進体制

「さいたま市史編さん審議会」「さいたま市史編さん専門部会」「さいたま市史編さん専門部会連絡調整会議」が相互に連携・協力しつつ、事務局であるアーカイブズセンターが全体の調整を図りながら、それぞれの役割と機能のもと基本計画を推進します。

（1）さいたま市史編さん審議会

平成26年4月に制定した「さいたま市史編さん審議会条例」（以下、「審議会条例」という。）に基づき、市史編さんに関する必要な事項を調査審議するため、「さいたま市史編さん審議会」（以下、「審議会」という。）を設置しています。本基本計画の進捗状況等を踏まえ、次期基本計画及び事業計画の策定にかかわる必要な事項について調査審議を行います。

(2) さいたま市史編さん専門部会

平成27年度に審議会条例に基づき、市史編さんに関する専門の事項を調査研究するため、「さいたま市史編さん専門部会」(以下、「専門部会」という。)を設置しています。専門部会では、時代、分野、テーマごとに歴史資料の収集及び調査・研究を行い、その成果を市史として刊行物にまとめます。

専門部会は、次の構成とし各部会に部会長、専門委員、調査員を配置していますが、必要に応じて各専門部会の調査・執筆体制を充実します。また、市史編さん事業に不可欠な「アーカイブズ事業」について協議するため、新たに(仮称)アーカイブズ部会を設置します。

なお、専門部会(テーマによって設置するものを除く。)は、当該部会が分担する分野の刊行後も、所属する専門委員等の任期は必要に応じて更新し、専門部会間での調整及び紀要、市史ダイジェスト版、年表等今後刊行が予定される市史にも参画します。

専門部会の構成

分野：原始・古代、中世、近世、近代、現代、自然、民俗、鉄道、
(仮称)アーカイブズ

構成：部会長ほか専門委員1～4人、調査員1～5人程度

(3) さいたま市史編さん専門部会連絡調整会議

市史の編さんを円滑に推進するため、各専門部会が連携し、専門部会間で調整すべき事項を協議するため、さいたま市史編さん専門部会連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)を設置しています。

連絡調整会議は、通史編の時代区分や通史全体の歴史変遷の流れ又は各時代を超えたテーマなどを調整するとともに、市史編さんが円滑に進むよう刊行年次や刊行物、アーカイブズ事業との連携などについて協議します。

(4) 監修者の設置

基本方針の目的及び基本姿勢を反映した市史の刊行を目指し、市民に分かりやすい、しかも正確な調査・分析による論理的な叙述と、将来にわたってさいたま市の歴史を十分評価・検証できるよう監修者を置くこととします。

(5) アーカイブズセンター

市史編さんの事務局組織であるアーカイブズセンターが平成26年4月総務部総務課の課内室として発足し、平成30年4月には独立して総務部アーカイブズセンターとなり現在に至っています。

審議会、専門部会及び連絡調整会議の活動を支援するとともに、必要な人員と予算を確保し、併せて編集・校正体制の強化に努めます。

また、市史編さんへの関心を高めるため、アーカイブズセンター専用のホームページにおいてデジタル化した写真資料を公開していますが、そのコンテンツを増やすほか、さらに、市史の成果を市民等に提供するため普及事業を開催します。

4 市史刊行事業

(1) 調査・分析・執筆

基本方針には「市民等が地域の歴史や特性について理解を深めることで『さいたま市への関心と愛着』をもてるようにすること」あるいは「調査・分析にあたっては、“さいたま市を一つの地域“として新たな視点で捉えること」を、それぞれ目的と基本姿勢としています。さらに、執筆は、平易で親しみやすく、図表等を用いた分かりやすい表現とし、調査・分析の成果を論理的に整理し、将来にわたりさいたま市の歴史を十分に検証できるように記述することとしています。

市民等を対象にした分かりやすい市史づくりのあるべき姿を目指すとともに、学問的には最新の研究動向を踏まえた正確かつ緻密な調査・分析と、執筆にあたっては根拠となる資料等を明示しながら適切な論理構成でしかも分かりやすい表現を用いるなど工夫に努めます。

また、旧4市での市史は、それぞれ旧市域を中心に記述されていますが、旧4市が合併して誕生した「さいたま市」という新たな視点でそれぞれの地域の歴史や特性、さらにはさいたま市が一体となって歴史を刻んでいく姿を明らかにします。

また、旧市の市史編さんで用いた歴史資料を「さいたま市の視点」で見直すとともに、その後に発見された歴史資料を活用しつつ、戦争、産業、国際交流などの歴史資料が海外にも所在することから、国内外を問わず幅広く調査等を実施するなど歴史資料の発掘に努めるとともに、戦中戦後の体験などは高齢化により伝承が困難になってきていることを踏まえ早期に聞き取り調査を実施し、さいたま市の歴史的発展過程を明らかにします。

(2) 評価・検証

基本方針には、「将来にわたり地域の歴史を十分に検証できるように記述する」とあるように、市史の内容が評価・検証できるよう、監修者を設置するとともに、編集・校正体制を強化します。また、専門部会での調査・分析手法が分かるような基礎データ等は、将来の評価・検証のためにアーカイブズセンターとしてこれらを保存管理します。

また、旧市の市史編さん以降に発見された歴史資料又は通史編等で利用する未公開等の歴史資料は、できるだけ公開し、検証できるよう史料集などの刊行を検討します。

(3) 刊行の体系、計画、形態

基本方針では、刊行の考え方について、「編さん事業は長期にわたるため、市民の理解を得ることが重要である。市民の関心が高い内容を含んだ市史を刊行するとともに、調査・研究の進捗状況等も考慮し計画的に刊行する。」としています。

これを受けて、本基本計画における刊行物の体系、計画、形態について、次のとおり整理します。

① 刊行の体系、計画

刊行の体系については、通史編、別編、テーマ編、市史資料、紀要に大別し、具体的な内容や刊行時期は別表を参考とし、専門部会と協議しつつ、連絡調整会議において事業期間内で均一に刊行が行われるよう調整しながら、年次別刊行計画を策定し、市史刊行計画の全体像を明らかにします。

また、年次別刊行計画については、歴史資料の収集・整理、あるいは専門部会の調査・研究等の進捗状況等を勘案しながら、次の基本計画及び事業計画の策定時において見直しを行います。

さらに、各時代の基本的な歴史資料については旧市で編さんした史料編等にまとめられていることから、さいたま市史史料編を刊行しないこととしています。ただし、本市にとって貴重な歴史資料が新たに発見された場合又は旧市の史料編等に掲載していない歴史資料は必要に応じて、市史資料として史料目録や史料集として刊行及びWEBサイトでの公開を検討します。

a 通史編

原始・古代から現代まで「さいたま市を一つの地域」として新たな視点で捉えた歴史的発展過程を通史編として編さんします。本事業期間内に原始・古代編、中世編、近世編、近代編、現代編をそれぞれ時代順に刊行します。

また、現代編につきましては、一部の旧市では第二次世界大戦後以降の通史編等が編さんされていないこと、市民にとって身近で親しみやすい時代であること、年号が「令和」になったことなどから、「平成」の終わりまでの変遷をまとめます。

b 別編

●民俗

信仰、祭礼、郷土芸能、年中行事、人生儀礼など地域の中で営まれてきた様々な伝統や習俗などについて、過去の編さんで取り上げた事象の現状やその後に発生した事象を含め、民俗編3巻としてまとめます。なお、本計画期間内に民俗編の刊行を目指します。

c テーマ編

本市の特徴的な事項、その時々々の社会ニーズに応じた事項等をテーマに取り上げ、テーマ編として編さんします。また、別編及び通史編を刊行することを優先し、テーマ編の刊行時期については、進捗状況を考慮しながら計画します。時代を超えたテーマなど専門部会を超える場合には連絡調整会議において協議することとします。

d 市史資料

●史料目録及び史料集、年表等

通史編を編さんするうえで必要不可欠な歴史資料は、必要に応じて史料目録を作成の上、市民に分かりやすくするため解説を付した史料集の刊行を検討します。

e 紀要

本市の歴史や特性に関する研究論文、調査報告、歴史資料・刊行物の紹介、専門部会の活動記録など市史編さん事業の成果や進捗状況等をまとめ、アーカイブズセンター紀要として毎年度刊行します。

なお、執筆者等については専門部会員としますが、必要に応じて連絡調整会議で推薦された専門部会員以外の者に原稿を依頼することができることとします。

② 刊行の形態

刊行の形態については見やすく、手に取りやすいことを念頭に、内容に応じた適切な判型等とします。

5 歴史資料の取扱いと公文書館機能

(1) 歴史資料の収集・整理・保存・活用

基本方針では「編さん過程で収集又は旧市から引き継いだ歴史資料を次世代へ継承するため、計画的な整理・保存に努め、広く市民等の利用に供すること」を基本姿勢としています。

旧4市の市史編さん過程で収集した歴史資料は、諸家文書、行政文書（公文書）、行政資料（市等の刊行物）、新聞資料（新聞記事）などがあり、その収集媒体も原本のほか、電磁的記録、マイクロフィルムとその紙焼き本、写真ネガ・紙焼き等、様々な資料媒体になっており、さらに作成主体及びその所有形態並びに資料の性格等がそれぞれ異なっています。それぞれ種類、媒体、権利関係などを踏まえ、適切な整理・保存・活用方法を構築します。

旧4市で収集した歴史資料の中には、アーカイブズセンターとして市民等へ利用提供する際には権利関係を整理しなければ活用はできないものもあります。こうしたことを踏まえつつ、歴史資料の主たる活用方法である市民等の閲覧に供するため、資料の再整理については先進的な取り組みを行っている公文書館等の事例を参考に、アーカイブズ学に則った上で、さいたま市としての整理・保存方法や公開基準等を確立します。

市の変遷を記録するものは、諸家文書、行政文書、行政資料、新聞資料等だけではなくありません。企業、民間団体、公共機関等が発行する記念誌、会報、雑誌などの刊行物も歴史資料として必要に応じて収集・整理・保存・活用します。

また、整理が完了した貴重な歴史資料は、市民への閲覧等に供するとともに、ICTを活用しデジタル化により公開するなど利便性の向上と資料保存の両立を図るとともに、市史刊行にも資するよう努めます。

(2) 歴史行政文書の収集基準及び整理・保存方法の確立

本市で保存年限が満了となった行政文書（公文書）の中から歴史的・文化的価値を有するもの（以下、「歴史行政文書」という。）を毎年度アーカイブズセンターが収集しています。収集にあたっては、大まかな収集基準により選別しているものを、さいたま市として客観的で分かりやすい収集基準に改めます。

歴史行政文書は、毎年度収集・整理・保存をしています。歴史行政文書には個人のプライバシーに関するものなど、現段階では非公開とすべき情報も含まれていることから、市民等への活用方法等を見直し、公開・閲覧体制の構築を目指します。そのためにも、さいたま市が存在する限り増え続ける歴史行政文書の効果的な整理・保存方法についても検討してまいります。

(3) 公文書館機能の整備

現在、歴史資料は市の複数の施設や民間文書保管庫に分散管理しています。また、それらは市民等への閲覧提供が可能な状態での整理に至っておりませんので、市民等への閲覧提供のみならず、市史刊行事業に利用するにあたっては様々な制約により非効率となっています。そのため、閲覧場所の確保や閲覧提供可否の判断基準づくり、所有者の承諾なども含め、整理・保存・閲覧方法などを検討し、公開・閲覧体制を構築します。

6 基本計画の達成目標

基本方針に掲げる市史編さん事業の目的及び基本姿勢、並びに本基本計画に基づき、第1期基本計画を踏まえ、令和8年度までの6年間のうちに達成すべき目標を掲げます。

目標1 「さいたま市への関心と愛着」を育む市史編さん事業の推進

- (1) さいたま市を一つの地域とした視点と学術的成果を踏まえ、地域の歴史や特性を明らかにした市史の刊行
- (2) 市民の目線に立った分かりやすく読みやすい市史の刊行
- (3) 地域の歴史的発展過程を共有し、さいたま市民としてのアイデンティティを醸成
- (4) 市史の成果を踏まえ、講演会等の普及事業の開催
- (5) 市民等からの地域の歴史等に関する問い合わせへの対応

目標2 歴史資料の次世代への継承と活用(歴史資料の取扱いと公文書館機能)

- (1) 歴史資料(歴史行政文書を除く)の収集・整理・保存・活用
- (2) 歴史行政文書の収集基準と整理・保存・活用方法の確立
- (3) 公文書館機能の整備に向けた歴史資料の整理・保存・活用方法の構築
- (4) 歴史資料の保存スペースの確保
- (5) 歴史資料のデジタル化による利便性の向上
- (6) 市民等への情報提供に向けた公開・閲覧体制の構築

目標3 情報技術の活用による情報発信(歴史資料の取扱いと公文書館機能)

- (1) アーカイブズセンターギャラリーの充実
- (2) 歴史資料のデジタルアーカイブの構築
- (3) 情報技術の活用方法の構築

目標4 推進体制の充実

- (1) 専門部会の体制の充実
- (2) 監修者の設置
- (3) (仮称)アーカイブズ部会の設置
- (4) 編集・校正体制の強化

7 基本計画の進行管理

本基本計画は、審議会、専門部会、連絡調整会議において達成目標の進捗状況を定期的に把握するとともに、3か年をサイクルとした事業計画の中で検証し、社会情勢の変化や市史の刊行計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行い、市史編さん事業が円滑に推進できるよう進行管理を行います。

刊行の体系

内容区分		時代区分	刊行時期
通史編	原始・古代	旧石器時代～平安時代	別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
	中世	鎌倉時代～安土桃山時代	別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
	近世	江戸時代	別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
	近現代	明治時代～平成時代	別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
別編	自然		令和2年度で刊行完了
	民俗		別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
テーマ編			第1巻は「鉄道」をテーマとして平成29年度に刊行 第2巻以降は別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
市史資料	ダイジェスト版		別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行 ※全ての通史編が刊行された後に刊行
	年表		別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行 ※全ての通史編が刊行された後に刊行
	写真集		別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
	史料目録等		別途策定する年次別刊行計画に基づき刊行
紀要			平成28年度から毎年度刊行